

令和7年9月  
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年9月11日(木) 午前9時30分から11時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	<input type="radio"/>	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	<input type="radio"/>	1番	望月 稔
農業委員	<input type="radio"/>	2番	佐野 宏一郎
"	<input type="radio"/>	3番	田村 英俊
"	<input type="radio"/>	4番	宮崎 和洋
"	<input type="radio"/>	5番	谷津倉 寛
"	<input type="radio"/>	6番	笛古 時男
"	<input type="radio"/>	7番	望月 芳久
"	<input type="radio"/>	8番	齋藤 勝
"	<input type="radio"/>	9番	鈴木 一孝
"	<input type="radio"/>	10番	新舟 進
"	<input type="radio"/>	11番	長尾 忠
"	<input type="radio"/>	12番	佐野 隆洋
"	<input type="radio"/>	13番	太田 篤子
"	<input type="radio"/>	14番	渡邊 敏行
"	<input type="radio"/>	15番	山本 恵
"	<input type="radio"/>	16番	齊藤 金昭
"	<input type="radio"/>	18番	後藤 環
"	<input type="radio"/>	19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩  
統括主幹 深澤 公保  
主 幹 野村 昌寛  
主 査 佐藤 信子  
主 査 小林 靖尚

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

## 【会長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め12番 佐野 隆洋君、13番 太田 篤子君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布しております「富士市農業委員会会議議案」により審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第35号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第46号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について」までの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

## 【事務局】

(議案朗読)

## 【会長】

最初に、議案5ページの議第35号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

初めに、岩松地区34番について事務局から説明願います。

## 【事務局】

(議案朗読)

## 【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

## 【担当委員】

申請地は、賃貸借契約を結び、受贈人が10年ほど前から梨栽培をしています。受贈人は南側隣地を所有し、梨栽培をしており、継続して利用できることから問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

**【会長】**

岩松地区34番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区34番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、松野地区35番について事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

譲渡人は以前から体調を崩しており、耕作管理ができないことから、譲受人に譲りたいとのことです。譲受人の自宅は申請地に隣接しており、30年前より耕作管理しています。申請地は道路に面した一部を農機具小屋としているほかはきれいに管理されていて、周辺も農業を続けていくことから、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

**【会長】**

松野地区35番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区35番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。  
次に、大淵地区36番について事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地は、現在しきみを栽培していますが、出荷後は茶を植えるとのことです。東側の隣接地と合わせてお茶の生産をしていくとのことなので、問題なく農地の維持管理ができると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

**【会長】**

大淵地区36番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区36番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区37番、38番、及び農地法第5条許可申請、大淵地区28番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地は、以前に転用申請済みで太陽光発電パネルが設置済みです。以前はみょうがを栽培していましたが、全て腐ってしまったとのことです。今回の申請では里芋と水菜を一年ごと交互に栽培する計画です。申請人の経験値が明確ではなく管理できるのか、また、里芋がパネルの下で育つか、連作ができないため水菜の栽培をすることですが、農業用水が引かれていない場所で栽培できるのか疑問です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、令和元年に申請、令和4年更新したソーラーシェアリングの更新申請です。

**【会長】**

大淵地区37番、38番、及び農地法第5条許可申請、大淵地区28番についてご質問ございませんか。

**【委員】**

みょうがの栽培が失敗したことへの罰則はありますか

**【事務局】**

ソーラーシェアリングを行う許可基準として、通常の収穫量の8割を収穫することとあります。それを満たさない時は農業委員会が指導、助言を行い、それでもなおかつ満たないときは許可取消となります。今回は、助言により改善計画が提出されています。

**【会長】**

各地でソーラーパネルは問題になっていますが、失敗しても3年ごとの更新では、計画変更をして継続することで、撤去させることは難しくなっているようです。

前回のみょうがが育たず、今回は里芋、水菜に計画を変更していますが土地の条件などを考えると本当に栽培できるのか疑問もあるので、申請者から説明を受けることも必要ではないかと思います。

**【担当委員】**

委員全員で現地視察をして判断していただきたい。

**【事務局】**

全員での現地視察は難しいので、資料を作成し委員の皆様に送付いたします。

**【会長】**

大淵地区37番、38番、及び農地法第5条許可申請、大淵地区28番については、事業計画について確認し、翌月に再審議を行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、再審議する事といたします。

次に、須津地区39番について事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

譲渡人と譲受人は親戚関係で先々代から所有者と使用者が反対となっていたため、正しい状態に戻すために本申請に至った。許可後、水野製茶と使用貸借を結ぶ予定のため、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

**【会長】**

須津地区39番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区39番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第36号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

松野地区25番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

譲渡人は兄弟で令和7年7月に相続登記をしましたが耕作管理が困難になっており、譲受人は土木事業者で本地を取得し資材置場として利用したいとのことです。申請地は道路と同じ高さにならされていました。東側は他社駐車場、西側は住宅がありますが両側に境を設け土砂が流れないように配慮することです。特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

松野地区25番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区25番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、松野地区26番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

譲渡人は、松野地区25番と同じです。譲受人は、申請地東隣にある購入済みの売却物件をリフォームし賃貸物件とするため、申請地を通行路および駐車スペースとして利用したいとのこと

です。申請地は再度舗装などを行わないとのことで周りへの影響もなく問題ないと思われます。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

松野地区26番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区26番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区27番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地西側で行われている運送基地建設のための現場事務所として、昨年一時許可を得て  
いるが、新たな業務が発生したため、令和9年7月末まで一時転用を延長したいとのことです。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、農用地でも許可の対象となる一時転用の申請でありますので、許可要件を満たす  
と考えます。

**【会長】**

大淵地区27番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区27番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区29番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地は斜面になっているため、作業効率の悪い土地です。譲受人は、旧大淵第2小学校を富士市から借り、ドローンや建設機械の講習会等を運営しており、来場者用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として取得したいとのことです。特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

大淵地区29番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区29番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区30番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地南側に建設される第3期廃棄物最終処分場建設に伴う残土置場として、一体利用したいとのことです。問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会長】**

大淵地区30番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区30番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

次に、議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

次に、議案4ページの専決報告について、事務局に報告させます。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会長】**

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和7年9月 11 日

農業委員会会長 \_\_\_\_\_

同 委員 \_\_\_\_\_

同 委員 \_\_\_\_\_